

要・注・意!!
受診する時間に、

こんなに
プラス
されます
!

	〈病院・診療所〉	〈調剤薬局〉
平日は6～8時、18～22時 土曜は6～8時、12～22時 時間外の場合	通常の医療費 + 850円	調剤技術料と 同額を加算
22～翌6時 深夜の場合	通常の医療費 + 4,800円	調剤技術料の 2倍を加算
日曜・祝日、12/29～1/3 休日の場合	通常の医療費 + 2,500円	調剤技術料の 1.4倍を加算

●診療・開局時間内
でも加算されます

	〈診療所のみ〉
夜間・早朝等の場合 平日は6～8時、18～22時 土曜は6～8時、12～22時 日曜・祝日は6～22時	通常の医療費 + 500円
夜間・休日等の場合 夜間/平日は6～8時、19～22時 土曜は6～8時、13～22時 休日/日曜・祝日、12/29～1/3	400円を加算



- ※救急病院等の時間外加算は2,300円です。
- ※上記のうち、いずれかが加算されます。
- ※上記は初診時(診療所の夜間・早朝等加算は初診・再診とも)の金額です。
- ※自己負担額は、70歳未満は上記金額の3割、70～74歳は2割(平成26年3月31日までに70歳に達している方は1割)、70～74歳で現役並み所得者は3割、未就学児は2割です。
- ※6歳未満はさらに高額な加算がつかます。
- ※医療機関や診療体制により加算等が異なる場合もあります。

緊急性がなく軽い症状なのに、早朝・夜間や休日に開いている救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」。こうした受診はかかった医療費にプラスアルファの料金を支払うことになるので、割高になるのを知っていましたか?
「平日や日中は都合が悪いから」などの理由で、早朝・夜間・休日に受診するのはやめましょう。

日頃から健康管理
に気をつけ、病気の知
識や情報をチェックし、
急な体調不良にもあわて
ず対応できるよう、心
がけましょう。



小児救急電話相談〈厚生労働省〉 #8000



休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷ったときに、小児科医師・看護師への電話による相談ができます。

※全国同一の短縮電話番号です。なお、お住まいの都道府県によって利用時間が異なります。詳しくは厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)でご確認ください。

今、
行くべき?
迷ったときは

